

## 令和8年度 第三次佐久市産業振興ビジョン策定支援業務委託仕様書

### 1 業務名

令和8年度 第三次佐久市産業振興ビジョン策定支援業務

### 2 業務の目的

本市は、平成29年度から令和8年度までを計画期間とする佐久市健康長寿産業振興ビジョンに基づき、「佐久市の強みを生かした産業の創出と育成」を基本方針に掲げ、産業振興に資する各種施策を展開している。

また、令和7年5月には、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「佐久市企業立地戦略」を策定し、ものづくり産業を中心とした企業立地分野における施策の方向性を示した。

一方で、原材料費や仕入れ価格の高騰、最低賃金の引き上げなどの人件費の上昇、物価高騰に伴う消費意欲の落ち込みなど、市内事業者、とりわけ中小事業者を取り巻く経営環境は、大変厳しい状況が続いている。加えて、先行きが不透明な中東情勢に起因するエネルギー危機の影響も、予断を許さない状況となっている。

こうした状況を踏まえ、市内産業の現状や将来展望等を的確に把握・分析し、諸課題に対処しつつ、市内経済をけん引する産業の育成・振興を適切かつ効果的に推進するため、令和9年度を初年度とする「第三次佐久市産業振興ビジョン（（計画期間：令和9年度から令和18年度）、以下、「ビジョン」という。）」を策定するものである。

本業務は、ビジョン策定に当たり、市の最上位計画である第三次佐久市総合計画や佐久市企業立地戦略、その他計画との整合を図りつつ、計画策定に必要な調査・分析及び専門的視点・第三者視点に基づく助言・提案等の策定支援を行うものである。

### 3 履行場所

佐久市

### 4 委託業務期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

### 5 契約限度額

5,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

※ 受託者が本業務を遂行するにあたり必要となる一切の費用を含み、市は契約金額以外の費用を負担しない。

## 6 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり、本市と十分な協議を行い、その意図や目的を理解した上で、適切な実施体制、人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の実施に当たり、業務に係る最新の事例、情報を収集し、業務へ反映するとともに、実効性の高い具体的な提案を行うこと。
- (5) 受託者は、業務の進捗について、本市に対して定期的に報告を行うこと。
- (6) 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。本業務の完了後も同様とする。
- (7) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (8) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承認を得ること。
- (9) 本業務の履行に際して、本仕様書に定める事項の違反又は受託者の故意若しくは過失により、本市又は第三者が損害を被った場合、受託者は、その賠償の責を負うものとする。
- (10) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

## 7 提出書類

本業務の着手に当たり、受託者は、契約締結後速やかに本市と打合せを行った上で業務計画を本市に提出し、承認を受けるものとする。

なお、業務計画書には次の事項を記載し、契約締結後14日以内に提出すること。

- ①業務概要 ②実施方針 ③業務実施体制 ④業務工程 ⑤緊急連絡体制

## 8 打合せ協議

受託者は、本業務の趣旨を熟知の上、業務着手時、定例打合せ時、中間時、納品時等において、複数名の参加により本市と打合せを行うとともに、協議の議事録を作成し、提出すること。また、業務の進捗状況を随時報告すること。

## 9 資料の管理

受託者は、本業務において本市から貸与される資料等の重要性を認識し、借用時には借用書を提出の上、資料等の破損、滅失及び盗難等の事故のないように取り扱い、使用後は速やかに返却すること。

## 10 業務内容

本業務では、検討の各段階において、骨子案・素案・最終案の策定を行い、骨子案及び最終案については、佐久市議会への説明、パブリックコメントを経てビジョ

ンを策定することを想定していることから、各案の素案策定については、本市との協議において定めるスケジュールに基づき、受託者が骨子案・素案・最終案の文案を作成し、本市に当該文案を示す形で業務を進めるものとする。

(1) 業務計画の策定

受託者のこれまでの地方公共団体における業務実績や類似団体、先進自治体等の実施事例の把握・検討などにより、ビジョン策定に向けた業務計画を示すこと。

(2) 基礎情報の収集・分析

国内外の社会経済情勢及び市内産業構造等の変化、その他ビジョン策定に必要な基礎情報の収集・分析（将来見通しを含む）を行うこと。

(3) 佐久市健康長寿産業振興ビジョン（令和4年3月改訂版）の検証等

佐久市健康長寿産業振興ビジョン（令和4年3月改訂版）における各施策の評価及び検証（課題の整理を含む。）を行うこと。

(4) 市内企業を対象としたアンケート調査の実施等

下記の業務を行うこと。

ア 調査項目の検討・作成

本市と協議の上、調査項目（参考：健康長寿産業振興ビジョン改訂の際は58問（自由記述2問含む）で実施）を検討・設定すること。

イ 調査票の作成、発送・回収

調査票（アンケート依頼文を含む）・返信用封筒の作成、発送・回収を行うこと。なお、アンケート調査票配布先は500事業所程度とし、対象事業所の郵便番号、住所、事業所名等のデータは本市より提供する。

調査票・返信用封筒の作成及び発送・回収に係る経費は受託者負担とし、回収先住所は受託者とする。（WEB回答も可）

ウ アンケートの集計、調査結果の分析、取りまとめ及び報告、

回収したアンケート調査票の集計、調査結果の分析、取りまとめ及び報告を行うこと。

(5) 有識者、企業経営者等のヒアリング調査

学術機関等の有識者、市内経済団体、企業経営者等を訪問の上ヒアリング調査（参考：健康長寿産業振興ビジョン改訂の際は6団体を実施）を実施すること。

なお、対象団体・候補者及びヒアリング論点は、本市と協議の上決定する。

また、ヒアリングには本市職員が同行することがある。

(6) ビジョンの骨子案、素案、最終案及び概要版の作成

ビジョンは、(1) から (5) までの業務により把握・分析した現状や課題、将来展望等を踏まえて、計画期間における本市の産業振興の方向性を示す基本方針を設定するとともに、体系的な構成とすること。

また、各段階における公表資料として活用するため、各案を端的に示す概要版を作成すること。

(7) 佐久市商工業振興審議会の運営支援

佐久市商工業振興審議会(4回程度を予定)の議事項目の検討、会議への参加、会議資料の作成、会議録の作成等について支援を行うこと。

なお、審議会に付議する前に、庁内検討組織(企画調整幹事会、企画調整委員会)での協議が必要になるので、スケジュール管理に留意すること。

(8) パブリックコメントの実施支援

骨子案及び最終案については、パブリックコメント(意見提出期間1ヶ月程度)を実施する必要があるため、パブリックコメントの実施支援及び意見に対する回答、ビジョンへの反映等の支援を行うこと。

(9) ビジョン本編・概要版の作成

ビジョン本編・概要版に係るデザイン及び公開・印刷用データの編集作成を行い、WEB公開及び印刷用の高解像度データを作成すること。

作成にあたり、構成(項目、色、レイアウト等)の工夫や写真、図表、地図、イラスト等を分かりやすくレイアウトしながらデザインすること。

なお、印刷製本業務は、本委託契約に含まない。

・必要な写真データは、市が支給する。

## 11 成果品

以下の項目について、簡易製本2部、電子データ1部(Microsoft社Word・Excel形式又はAdobe Systems社PDFのいずれかの形式で、CD-R等の電子媒体に保存したもの)を提出すること。なお、(5)については、高解像度データを提出すること。

- (1) 基礎資料分析報告書(10の(2)の業務に係るもの)
- (2) 佐久市健康長寿産業振興ビジョン(令和4年3度改訂版)の検証等報告書(10の(3)の業務に係るもの)
- (3) アンケート調査報告書(10の(4)の業務に係るもの)
- (4) ヒアリング調査結果報告書(10の(5)の業務に係るもの)
- (5) ビジョンの骨子案、素案及びビジョン最終案及び概要版(10の(6)(9)の業務に係るもの)
- (6) 佐久市商工業振興審議会開催内容及び結果報告書(10の(7)の業務に係るもの)
- (7) 上記の他、収集・分析したデータ一式(電子データのみ)

## 12 成果品検査

本業務は、成果品を作成及び納品し、本市の検査合格後、完了とする。

検査により、本業務に適合しないとして本市から修正の指示があった場合、また、本業務完了後においても、受託者の責任による業務上の瑕疵が発見された場合は、本市の指示に従い速やかに修正を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担

とする。

### 13 成果品の管理及び帰属

本業務の成果品は、全て本市の帰属とし、受託者は本市の許可なく成果品等を第三者に公表又は貸与してはならない。

### 14 その他

- (1) 各種検討に当たり、本市と包括連携協定を締結している信州大学並びに佐久大学及び佐久大学信州短期大学部や、市内事業者等との連携を検討すること。
- (2) 本仕様書に定めがない事項や解釈に疑義が生じた場合は、双方で協議の上決定するものとする。